

「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について(素案)」へのご意見を募集します

「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」は、都市計画法に基づき地区の特性に応じて必要な事項を定める地区計画の内容の実現について、より確実に担保するために、建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に係る制限について必要な事項を定めるものです。

このたび、「住友常盤地区」及び「小町二丁目地区」において新たに地区計画を定めたことにより、「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を改正するため、その内容について、ご意見を募集します。

意見の募集期間

令和6年(2024年)3月15日(金)～令和6年(2024年)4月15日(月) ※必着

意見の提出方法

- ▶ 電子メール、FAX、郵送、持参(建築指導課まで)のいずれかの方法
 - 電子メール kensi@city.kamakura.kanagawa.jp
 - FAX 0467-23-6939
 - 郵送・持参 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市都市景観部建築指導課(本庁舎3階)
- ▶ 意見提出の様式は自由ですが、裏面の意見提出用紙をご利用いただくと便利です。
- ▶ 任意の書式でご提出される場合は、氏名、住所(法人等団体の場合は、団体の名称及び代表者職氏名、所在地)、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を必ずご記載ください。
- ▶ 電子メールの場合は、件名に「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について(素案)への意見」とご記入ください。
- ▶ 電話又は口頭による意見は正式な意見公募としてはお受けできません。
- ▶ ご連絡先の情報は、頂いたご意見の内容について問い合わせをする以外には利用しません。

提出できる方

- ▶ 市内に住所を有する方
- ▶ 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方
- ▶ 市内の学校に在学する方
- ▶ 市に対して納税義務を有する方
- ▶ この事案に関し利害関係を有する方

意見公表

提出されたご意見については、市の考えとともに、意見募集終了後に公表します。
個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

お問い合わせ

鎌倉市 都市景観部 建築指導課 建築指導担当
☎ 0467-61-3586 (建築指導課 直通)